



# 島根県報

令和7年9月12日（金）

第 6 5 1 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

|                                              |                     |   |
|----------------------------------------------|---------------------|---|
| 生活保護法の規定による医療機関の指定                           | （地 域 福 祉 課）         | 2 |
| 生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出                   | （        ”        ） | 2 |
| 生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出                    | （        ”        ） | 2 |
| 生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出                   | （        ”        ） | 2 |
| 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業<br>廃止の届出 | （高 齢 者 福 祉 課）       | 3 |
| 保安林予定森林（6件）                                  | （森 林 整 備 課）         | 3 |
| 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の<br>変更の届出 | （中 小 企 業 課）         | 6 |
| 都市計画変更の図書の縦覧（2件）                             | （都 市 計 画 課）         | 7 |

### 【公 告】

|             |             |   |
|-------------|-------------|---|
| 公共測量の実施（4件） | （技 術 管 理 課） | 8 |
|-------------|-------------|---|

### 【特定調達公告】

|                                                     |                     |    |
|-----------------------------------------------------|---------------------|----|
| 島根県立中央病院における手術衣貸借契約に係る一般競争入札の実施                     | （病 院 局）             | 9  |
| 島根県警察WANシステムの貸貸借に係る一般競争入札の落札者等                      | （警 察 本 部）           | 12 |
| ドメイン統合サーバシステムの貸貸借に係る一般競争入札の落札者等                     | （        ”        ） | 12 |
| POSシステムを有する対面式レジスターの貸貸借及び附帯する導入業務委託<br>に係る一般競争入札の実施 | （        ”        ） | 13 |

### 【公安告示】

|                                              |           |    |
|----------------------------------------------|-----------|----|
| 乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に<br>関する合意 | （警 察 本 部） | 16 |
|----------------------------------------------|-----------|----|

**告 示****島根県告示第506号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和7年9月12日

島根県知事 丸 山 達 也

| 医療機関の名称            | 所 在 地          | 指定年月日    |
|--------------------|----------------|----------|
| 隠岐の島町国民健康保険中村診療所   | 隠岐郡隠岐の島町中村8番地1 | 令和7年7月1日 |
| 隠岐の島町国民健康保険中村歯科診療所 | 隠岐郡隠岐の島町中村8番地1 | 令和7年7月1日 |

**島根県告示第507号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和7年9月12日

島根県知事 丸 山 達 也

| 医療機関の名称             | 所 在 地           |                | 変更年月日    |
|---------------------|-----------------|----------------|----------|
|                     | 変 更 前           | 変 更 後          |          |
| 訪問看護ステーション ラシ<br>ック | 大田市久手町刺鹿1376番地2 | 大田市久手町刺鹿710番地1 | 令和7年4月1日 |

**島根県告示第508号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和7年9月12日

島根県知事 丸 山 達 也

| 医療機関の名称            | 所 在 地             | 廃止年月日     |
|--------------------|-------------------|-----------|
| 笠田医院               | 浜田市牛市町46          | 令和7年6月30日 |
| 隠岐の島町国民健康保険中村診療所   | 隠岐郡隠岐の島町中村48番地    | 令和7年7月1日  |
| つつみDENTAL CLINIC   | 隠岐郡隠岐の島町城北町435    | 令和7年6月30日 |
| 隠岐の島町国民健康保険中村歯科診療所 | 隠岐郡隠岐の島町中村1541番地4 | 令和7年7月1日  |
| 株式会社山藤薬局 浜田支店      | 浜田市牛市町53番地        | 令和7年6月30日 |

**島根県告示第509号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和7年9月12日

島根県知事 丸 山 達 也

| 事 業 者         |                     | 実施する事業 | 事 業 所                   |                         |                          | 変更年月<br>日         |
|---------------|---------------------|--------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|-------------------|
| 名 称           | 主たる事務所の所在地          |        | 名 称                     | 所 在 地                   |                          |                   |
|               |                     |        |                         | 変更前                     | 変更後                      |                   |
| 株式会社 ラ<br>シック | 大田市久手町刺鹿710<br>番地 1 | 訪問看護   | 訪問看護ステ<br>ーション ラ<br>シック | 大田市久手町<br>刺鹿1376番地<br>2 | 大田市久手町<br>刺鹿 710 番地<br>1 | 令和 7 年<br>4 月 1 日 |

## 島根県告示第510号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービス及び当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

令和7年9月12日

島根県知事 丸 山 達 也

| 事業者の名称又は氏名 | サービスの種類  | 事業所の名称     | 事業所の所在地   | 廃止年月日     |
|------------|----------|------------|-----------|-----------|
| 津和野町       | 訪問看護     | 訪問看護ステーション | 鹿足郡津和野町枕瀬 | 令和8年3月30日 |
|            | 介護予防訪問看護 | ン セきせい     | 218番地24   |           |

## 島根県告示第511号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年9月12日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 保安林予定森林の所在場所

松江市宍道町上来待2617－6、2618－1、2625－1、2685－2、2690－1から2690－3まで、2692、2693、2693－2、2693－3、2700－2、4262－1

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宍道町上来待2617－6・2618－1・2625－1・2685－2・2690－3・2692・2693・2693－2・2693－3・2700－2・4262－1（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）、2690－1、2690－2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第512号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年9月12日

島根県知事 丸 山 達 也

**1 保安林予定森林の所在場所**

雲南市三刀屋町乙加宮2335－2、3400－1、3400－7

**2 指定の目的**

土砂の流出の防備

**3 指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

三刀屋町乙加宮2335－2・3400－1・3400－7（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。**

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第513号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年9月12日

島根県知事 丸 山 達 也

**1 保安林予定森林の所在場所**

雲南市吉田町深野字深野369

**2 指定の目的**

水源の涵養

**3 指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字深野369（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第514号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年9月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市吉田町深野字深野313－2、559－1、559－4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字深野313－2・559－1・559－4（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第515号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年9月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市吉田町民谷字宇山1187－1、1187－5、1187－8

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第516号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年9月12日

島根県知事 丸 山 達 也

### 1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町上野659－1、1035－2、1035－3、1035－5、1075－1、1076－2、1077－1、1077－2、1078、1079－3、1079－4、1079－6

### 2 指定の目的

水源の涵養<sup>かんよう</sup>

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第517号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和7年9月12日

島根県知事 丸 山 達 也

### 1 届出の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

パワーシティ浜田 島根県浜田市周布町イ61－1番地外

#### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

周布開発株式会社 代表取締役 大本 宜司 広島県広島市中区舟入南二丁目7番5－101号

#### (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 代表者の氏名 | 備 考 |
|--------|-----|--------|-----|
|--------|-----|--------|-----|

|                |                     |        |                 |
|----------------|---------------------|--------|-----------------|
| (株) 美作グループ本社   | 鳥取県鳥取市元魚町二丁目112番地   | 川嶋 盛嗣  |                 |
| (株) トライアルカンパニー | 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 | 檜木野 仁司 |                 |
| (株) TDモバイル     | 東京都港区浜松町一丁目30番5号    | 伊藤 芳弘  | 令和7年3月31<br>日退店 |
| (株) セリア        | 岐阜県大垣市外渕二丁目38番      | 河合 映治  |                 |
| (株) フジシン       | 広島県広島市中区舟入中町9番16号   | 藤井 精二  |                 |

(変更後)

| 氏名又は名称         | 住 所                 | 代表者の氏名 | 備 考             |
|----------------|---------------------|--------|-----------------|
| (株) 美作グループ本社   | 鳥取県鳥取市元魚町二丁目112番地   | 川嶋 盛嗣  |                 |
| (株) トライアルカンパニー | 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 | 檜木野 仁司 |                 |
| (株) セリア        | 岐阜県大垣市外渕二丁目38番      | 河合 映治  |                 |
| (株) フジシン       | 広島県広島市中区舟入中町9番16号   | 藤井 精二  |                 |
| (株) 西松屋チェーン    | 兵庫県姫路市飾東町庄266-1     | 大村 浩一  | 令和7年7月31<br>日入店 |

## (4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

## 2 届出年月日

令和7年9月1日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部商工労働課（浜田市殿町1番地）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第518号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年9月12日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 都市計画の種類

三隅都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

浜田市三隅町三隅

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

---

**島根県告示第519号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年9月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 都市計画の種類

旭都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

浜田市旭町今市及び丸原

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

---

**公 告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年9月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（数値地形図作成）

2 作業期間

令和7年9月8日から令和8年3月25日まで

3 作業地域

松江市東出雲町地内

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について中国四国防衛局長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年9月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量及び用地測量）

---



## 2 作業期間

令和 7 年 8 月 28 日から同年 11 月 14 日まで

## 3 作業地域

出雲市松寄下町地内

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 9 月 12 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 作業種類

公共測量（基準点測量）

## 2 作業期間

令和 7 年 8 月 14 日から同年 12 月 19 日まで

## 3 作業地域

安来市田頼町地内

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 9 月 12 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 作業種類

公共測量（基準点測量）

## 2 作業期間

令和 7 年 8 月 15 日から同年 9 月 24 日まで

## 3 作業地域

安来市清水町地内

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条の規定により公告する。

令和 7 年 9 月 12 日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

## 1 入札に付する事項

## (1) 入札内容

手術衣賃貸借

## (2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 賃貸借期間

令和 7 年 12 月 1 日から令和 12 年 11 月 30 日まで

(4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目 1 番地 1 島根県立中央病院

(5) 入札方法

ア 入札金額については、納入に要する一切の費用を織り込んだ上で賃借物品 1 枚あたりの単価を記載すること。

イ 入札単価については、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札参加に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和 45 年島根県告示第 4 号）第 4 条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「借入品」小分類「(1)寝具」若しくは「その他」に登録された者であること。

(5) 島根県が行う物品の売買、借入等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 財団法人医療関連サービス振興会が定める寝具類洗濯業務に関する医療関連サービスマークの認定を受けた者であること。

(8) 他病院において、白衣等またはリネン類の賃貸借に関して相当の実績を有することを証明できる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目 1 番地 1

島根県立中央病院事務局経営部業務課

電話 0853-30-6430

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和 7 年 9 月 12 日（金）から同年 10 月 3 日（金）までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。）。

(3) 入札説明会

実施しない。ただし、仕様書に定める回収・配送場所等院内の拠点を確認したい場合は、令和 7 年 9 月 26 日（金）までに上記(1)へ申し出ること。

(4) 入札書の受領期限

令和 7 年 10 月 21 日（火）午前 9 時（郵送の場合は書留郵便とし、同月 20 日（月）午後 5 時までに到着していること。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 10 月 21 日（火）午前 9 時

## イ 場所

島根県立中央病院 3階 会議室 1

## 4 その他

## (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額（契約期間に係る総支払予定金額）の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額（契約期間に係る総支払予定金額）の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、免除に当たっては、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## (5) 入札執行の取りやめ又は延期

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天変地異その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県病院局財務規程第95条第1項の規定により当該入札を取りやめ、又は延期することがある。

## (6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき又は島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

## (7) 契約書作成の要否

要する。

## (8) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県立中央病院に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (10) 調査協力

島根県が、この契約に係る県の会計処理の適正を期するため、この契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から5年間は同様とする。

## (11) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

## (1) Subject Matters to Tender

Tender details: Rental of surgical scrubs

Rental period: 1 December 2025 — 30 November 2030

## (2) Date and Time of Tender and Opening of Bids 21 October 2025, 9:00 a.m.

Postal submission deadline : 20 October 2025, 5 : 00 p.m.

(3) Enquiries and Submission Address

Shimane Prefectural Central Hospital, Administrative Office, Management Department, General Affairs  
Division, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane, 693-8555 Japan  
TEL : 0853-30-6430

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和7年9月12日

島根県警察本部長 中 村 振一郎

1 件名及び数量

島根県警察WANシステムの賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 落札者を決定した日

令和7年7月25日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 営業統括本部長 石崎 洋 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

5 落札金額

195,465,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和7年6月10日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和7年9月12日

島根県警察本部長 中 村 振一郎

1 件名及び数量

ドメイン統合サーバシステムの賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 落札者を決定した日

令和7年7月30日

4 落札者の氏名及び住所

N E C キャピタルソリューション株式会社中国支店 中国支店長 清水 貴 広島市中区八丁堀16番11号

## 5 落札金額

99,712,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 特例公告を行った日

令和 7 年 6 月 10 日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 6 条の規定により公告する。

令和 7 年 9 月 12 日

島根県警察本部長 中 村 振一郎

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名及び数量

POSシステムを有する対面式レジスターの賃貸借及び附帯する導入業務委託 一式

## (2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

## (3) 賃貸借期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

## (4) 委託期間

契約の日から令和 8 年 3 月31日まで

## 2 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第 4 号）第 4 条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

なお、賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格

者名簿の営業種目が大分類「1 文具・事務用機器類」小分類「(4)情報処理機器」又は営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 本件公告により賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者は、(1)から(3)まで、(5)及び(6)の要件を満たす者であり、かつ、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。
- (8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課

電話 0852-26-0110（内線 2241、2242）

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和7年10月17日（金）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難い場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和7年10月17日（金）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和7年9月24日（水）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和7年10月15日（水）午前9時から同月16日（木）午後4時まで（同月15日午後5時から同月16日午前9時までを除く。）

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和7年10月16日（木）午後4時まで

イ 場所

## 4 の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和 7 年 10 月 16 日（木）午後 4 時までに着していること。

## (3) 開札の日時及び場所

## ア 日時

令和 7 年 10 月 17 日（金）午前 10 時

## イ 場所

島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 7 階 第一小会議室

## 8 その他

## (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 61 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

## (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第 63 条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

## (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第 62 条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (7) 契約書作成の要否

要する。

## (8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。  
なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Lease and introduction of customer facing POS register, 1 set

(2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. October 15, 2025 to 4 : 00 p.m. October 16, 2025

(3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. October 16, 2025  
(Bids by post must be received by 4 : 00 p.m. October 16, 2025)

(4) Date and time of bid opening : 10 : 00 a.m. October 17, 2025

(5) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department,

Shimane Prefectural Police Headquarters, 8-1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8510 Japan  
TEL : 0852-26-0110 (ext. 2241 or 2242)

## 公 安 委 員 会 告 示

### 島根県公安委員会告示第15号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車（乗合自動車を除く。以下同じ。）による乗客の乗降のための停車又は運行時間を調整するための駐車に関して、次のとおり合意したので告示する。

令和7年9月12日

島根県公安委員会委員長 錦 田 剛 志

#### 1 合意した者

- (1) 一畑バス株式会社
- (2) 島根県公安委員会
- (3) 出雲市長
- (4) 中国運輸局長

#### 2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称及び所在地

| 名 称         | 所 在 地         |
|-------------|---------------|
| 大島上（出雲市駅方面） | 出雲市神門町1423先   |
| 大島上（小田駅方面）  | 出雲市大島町26先     |
| 蛇池（出雲市駅方面）  | 出雲市湖陵町大池224先  |
| 蛇池（小田駅方面）   | 出雲市湖陵町大池2036先 |

#### 3 2に掲げる停留所に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

出雲市と業務委託契約を締結した一般旅客自動車運送事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第1項に規定する一般旅客自動車運送事業者をいう。）による一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法第3条第1号イの一般乗合旅客運送事業で、その運行の態様が道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第3号に規定する区域運行であるものに限る。）の用に供する自動車で、乗車定員が11人未満のもの

#### 4 2における3の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障のないようにするために必要と認める事項

2における3の停車又は駐車は、3に係る運行時間内に限るものとする。